

ワンズオフィス社 労士事務所 / ワンズライフコンパス
マンスリーニュース

～ 労働条件通知書記載事項の追加（2024/4月から）等～

2023/8/31 297号

ワンズオフィス社労士事務所・ワンズライフコンパス株式会社 社労士大関ひろ美
〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-17-3-101 TEL 03-6677-9717



I. 労働条件通知書記載事項の追加

2024年4月以降から労働条件通知書に記載を追加しなければならない項目があります。今後厚生労働省のモデル労働条件通知書（兼雇用契約書）が公表されると思いますが、概要をお知らせします。記載義務として加わる項目は、労務管理上重要な内容ですから改正を待たずに今から加えておくことをお勧めします。変更になる項目ごとに労働条件通知書（兼雇用契約書）の記載例も紹介します。

① 就業場所変更と業務変更追加で「労働契約関係の明確化【全採用者が対象】

「就業の場所」と「従事すべき業務の内容」は、現在でも採用時の記載事項の一つになっています。改正後は、採用後に想定している就業場所変更と従事すべき業務の内容変更の範囲を記載して明示しなければなりません。入社後に転勤や職務変更を予定している場合は、具体的な明示が必要です。実際には、変更を確実に明示できないことも想定されますので、そのようなケースでは、「会社が指定する就業場所」、「会社が指定する業務内容」などと記載することが考えられます。

（労働条件通知書兼雇用契約書への記載例）

就業の場所	(採用時)本社および自宅	(変更の範囲) ○○○○と具体的に 又は会社が指定する就業場所
従事すべき業務の内容	(採用時) ○○○○	(変更の範囲) ○○○○と具体的に 又は会社が指定する業務内容

② 有期雇用契約のトータル期間と更新回数を明記【有期雇用が対象】

期間を区切って雇用契約をして更新しながら雇用を続けるケースにおいて、更新予定があるかどうかと更新する場合の条件は現在でも明示義務がある項目です。これに加えて、改正後は、採用時から通算して契約する期間及び更新回数の上限を採用時に明記して示さなければなりません。

（労働条件通知書兼雇用契約書への記載例）

就業の場所	期間の定め有り(年 月 日～ 年 月 日) 1 契約の更新の有無 更新する場合があります・契約の更新はしない 2 契約の更新は次により判断する。(更新があり得る時に [] を記載) ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他 () 3 更新上限の有無 (無・有(更新○回まで/通算契約期間○年まで))
-------	--

また改正後は、新たに有期雇用契約の更新回数の上限または通算雇用期間を設けると、当初の更新回数上限または通算雇用期間を短くする時には、労働条件通知書に明示して十分説明をしなければなりません。尚、現在のルールでも、有期雇用契約をするときは、契約期間が満了した後に更新があるかどうかと、更新があるときの判断要件を記載することは、重要な項目ですので記載漏れがないように願います。

③無期雇用転換申込機会と転換後の労働条件を追加

現在のルールにおいて、有期雇用契約を5年以上更新する予定をしている時も注意が必要です。5年を超えて更新された場合、有期雇用労働者は事業主に期間を定めない雇用契約に転換する申込をすることができます（通称、無期転換ルールといいます）。これは、安定して契約で働きたい有期雇用労働者のニーズと、長期にわたって雇用したい使用者のニーズが合致すると無期雇用契約に転換することで双方にメリットがあるルールです。

改正後は、無期転換ルールが発生する契約の更新時に「無期転換を申し込む機会があること、無期雇用転換後をした場合の労働条件を追加すること」が加わります。

（労働条件通知書兼雇用契約書 備考欄等への記載例）

無期雇用転換に関する事項	本契約期間中（ 年 月 日まで）に会社に対して期間の定めのない雇用契約の締結を申し込んだときは、本契約期間の末日の翌日（ 年 月 日）から、期間を定めない雇用契約に転換することができます。 この場合の本契約からの労働条件の変更有無（無・有（労働条件は別紙に示します））
--------------	---

④就業規則を確認できる場所や方法を明記

事業主には就業規則を労働者に周知させる義務があります。また、一般的な記載の仕方として、労働条件通知書には「記載のない事項は就業規則による。」と記載しているものを多く見ます。

2024年4月からは、就業規則を確認できる場所や方法を明記することになります。

（労働条件通知書兼雇用契約書 備考欄等への記載例）

その他	以上、本労働条件通知書兼雇用契約書に記載のない事項は、就業規則によります。 就業規則を確認できる場所や方法（社内共有フォルダー名〇〇〇で閲覧 等を具体的に記載）
-----	---

II. 9月の事務トピックス

9月は、当月天引きの会社の健康保険・厚生年金保険の定時決定（算定）後の保険料に変更する月です。当月天引きの会社は9月支払い給与から天引きに反映してください。翌月天引きの会社は10月支払い給与から天引きに反映してください。



秋の空：三重県湯の山